

福祉のふるさとづくりに向けて ～2つの基本目標の包括的な実践～

◆ 福祉のふるさとづくり = くらしをまもる + つながりをつくる

国が定める社会福祉法では、その第4条で(地域福祉の推進)を次のとおり定めています。

◇ 社会福祉法

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

これは、障がいの有無や年齢に関わらず福祉サービスを必要とする人が、身近な地域でそのらしい自立した生活を送ることの実現、つまり、誰もが地域で、その人らしく安心して生活ができるようにすることを目指すことが地域福祉であるとするものです。

この計画の基本理念“福祉のふるさとづくり”は、この趣旨に基づきます。そして二つの基本目標は、この実現に必要な柱として定めています。

基本目標1の4つの実施計画は、福祉課題を抱える人の【くらしをまもる】取り組みです。

基本目標2の4つの実施計画は、地域で支え合う【つながりをつくる】取り組みです。

福祉課題を抱える人のくらしをまもりながら、その人が地域を支える住民として自分らしく輝き暮らし続けられるように、つながりの中で支えていくことができる地域。そこには、「支える喜び」と「支えられる喜び」が生まれます。

この二つの喜びをみんなで育んでいくことで、福祉のふるさとづくりを進めていきます。

◆ 活動を進めていくためのポイント

この計画の推進にあたり、計画策定委員会より次の3つの要望をいただきました。

▶ 行政計画との一体的な推進について

この計画は、行政の雲南市総合保健福祉計画と連携して地域福祉を推進する計画です。

行政との一層の連携を図り、両輪の計画として一体的に推進されるよう努めてください。

▶ 地域福祉の総合力について

この計画は、担い手が思いを一つにして、それぞれの強みを活かして役割を担い合う計画です。

社協は協議と協働の場づくりを進め、地域福祉の総合力が発揮されるよう努めてください。

▶ “一人ひとりが主役”の福祉のふるさとづくりについて

この計画は、福祉のふるさとづくりを基本理念に掲げ、この実現を目指していく計画です。

市民一人ひとりが主役としてやりがいをもって担い合えるように、学びを育む地域福祉の実践に努めてください。

雲南市社会福祉協議会はこれらの要望を、活動推進の重要なポイントに位置づけ、市民及び関係者の皆様とともにその取り組みを進めていきます。

合言葉は“思いを一つに 担い合い” ご協力よろしく申し上げます

第3期 平成27年度～平成31年度

雲南市地域福祉活動計画

ダイジェスト版



市民誰もが自分らしく輝き
支え合う福祉のふるさとづくり

 社会福祉法人雲南市社会福祉協議会

私たち一人ひとりが主役の 福祉のふるさとづくり

～ ごあいさつ ～

このたび、平成27年度から平成31年度までの福祉のふるさとづくりの方向性を示す、第3期雲南市地域福祉活動計画を策定しました。

この計画により「この地域で安心して暮らし続けたい」の願いを支えていくために、私たち一人ひとりが主役となり、思いを一つに役割を担い合い、地域に「支える喜び」と「支えられる喜び」を生み出していきます。そして、この喜びを大切に育むことで、誰もが自分らしく輝くことのできる“福祉のふるさとづくり”を進めていきます。

今後とも、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました皆さんの皆様に心から感謝申し上げます。

雲南市社会福祉協議会 会長 山本重明

雲南市地域福祉活動計画の趣旨

この計画では、「地域住民」「福祉事業者」「福祉活動者」の皆さんと「行政」「社協」が思いを一つにして、それぞれの強みを活かした役割を担い合い、多様化する福祉課題の解決を目指していく取り組みを定めました。

これは、私たちみんなで取り組んでいく行動計画です。

【基本理念】

市民誰もが 自分らしく輝き 支え合う 福祉のふるさとづくり

～「この地域で安心して暮らし続けたい」の願いを支えていく～

私たちが目指す福祉のふるさと

「この地域で安心して暮らし続けたい」の願いを支えていく…これを実現していく主役は、私たち一人ひとりです。

私たちの行動が地域に「支える喜び」と「支えられる喜び」を生み出します。この喜びをみんなで分かち合い、大切に育んでいくことで福祉のふるさとづくりを目指します。

計画を推進していく担い手

▶私たち一人ひとりが主役

▶それぞれの強みを活かし合う

▶思いを一つに役割を担い合う

◆地域住民 ◆地域自主組織 ◆ボランティア・NPO ◆当事者組織 ◆社会福祉法人 ◆社会福祉協議会 ◆民生委員・児童委員 ◆行政 ◆活動に参加する企業・事業所等

【基本目標1:くらしをまもる】

地域で自分らしく安心して暮らし続けられる生活支援体制づくり

自立生活を妨げる個別的な課題を抱える住民の相談を受け止め、市社協、生活支援関係機関、行政などがそれぞれの強みを活かした支援を担い合い、その人が暮らす地域とも連携しながら、その人の自立への意欲を喚起していきます。

そして、その人の権利を擁護する理解と支援の輪を広げ、暮らしの場である地域で自分らしく安心して暮らし続けられる生活支援体制づくりを目指します。

実施計画1：総合相談支援体制の構築

実施事業1 生活支援・相談センターの設置 【総合相談支援機能の充実】
住民から寄せられる相談を受け止め、総合的な支援活動を展開していくための体制基盤をつくります。

実施事業2 地域を基盤とした相談ネットワークの構築【ニーズ発見の仕組みづくり】
地区・町域・市域の各層ごとに各相談機関窓口のネットワーク化を進め、ニーズ発見に努めます。

実施計画2：自立生活支援体制の構築

実施事業1 生活支援・相談センターの設置 【自立生活支援機能の充実】
相談で受け止めた課題の解決に向けて、必要な支援機関同士をつなぎ、包括的な生活支援を進めます。

実施事業2 制度の狭間の支援ニーズを支える仕組みづくり【受け止める機能の強化】
既存の支援制度では対応が難しい、新たな支援ニーズを受け止める仕組みづくりに取り組みます。

実施計画3：権利擁護体制の構築

実施事業1 日常生活自立支援事業実施体制の充実【その人の自己選択・自己決定を支える】
判断能力に不安を感じる方の自己決定を支えていくため、生活圏域に根ざした伴走型支援を進めます。

実施事業2 成年後見制度に基づく法人後見事業実施体制の充実【その人らしい暮らしを支え守る】
意思決定が困難な状態の方などの権利を擁護し、その人らしい暮らしを支え守る専門的支援を進めます。

実施計画4：社会的包摂の実現

実施事業1 社会的包摂に向けた福祉教育の実践【共に生きる意識をつくる】
課題を抱え孤立している方を地域のつながりの中で支え、共に生きることへの意識醸成を進めます。

実施事業2 地域生活支援の実践を通じた学びの支援【共に生きる地域をつくる】
課題を抱え孤立している方への支援過程で、地域との関わりの場づくりを通じた共感の輪を広げます。

【基本目標2:つながりをつくる】

私たちだからこそできる安心して暮らし続けたい地域づくり

地域で発生する生活課題の地域での共有を進め、その解決に向けた諸活動を、地域を主体として関係支援機関、行政、市社協などが共に考え、その地域ならではの支え合い(共助)をつくりだしていきます。

そして、地域で実践される支え合い(共助)を通じた絆(人の幸)を育み、この絆で支える安心して暮らし続けたい地域づくりを目指します。

実施計画1：福祉教育の推進

実施事業1 学校における福祉教育の推進【学校・地域・市社協の協同実践による学びの推進】
学校・地域・市社協の協同実践により、“ふくし”への気付きと共感を促す学びの場づくりを進めます。

実施事業2 地域を基盤とする福祉教育の実践【小地域福祉活動とボランティア活動の実践過程における学びの推進】
地域自主組織やボランティア活動実践者とともに、学びを育む地域福祉活動の実践を進めます。

実施計画2：小地域福祉活動の推進

実施事業1 “その地域ならではの支え合い(共助)”の仕組みづくり【住民主体の活動実践】
住民の意志に基づき、“やりがい”を感じて主体的に取り組みされる支え合いの仕組みづくりを進めます。

実施事業2 “その地域ならではの支え合い(共助)”への伴走型支援【福祉の地域力による活動支援】
住民主体の活動が形成され、継続され、深まっていくために、行政・市社協等の伴走型支援を進めます。

実施計画3：ボランティア活動の推進

実施事業1 新たなボランティア活動者の戦略的開拓【うんなん人の幸づくりと連携】
ボランティアの“楽しさ・素晴らしさ”を体験できる機会づくりを進め、活動者の開拓に努めます。

実施事業2 ボランティアセンターによるボランティア活動支援【中間支援機能による活動支援】
様々な活動を行うボランティア同士がつながりあい、相互の活動が深まっていくための支援を進めます。

実施計画4：当事者組織活動の推進

実施事業1 当事者主体による運営組織の充実に向けた働きかけ【“私たちの組織”づくり】
会員が主役の“私たちの組織”として、その主体性を発揮できる活動実践を進めます。

実施事業2 当事者組織の地域福祉推進機能の充実【社会的使命を担う組織づくり】
当事者組織だからこそ担える、当事者の地域福祉の充実に向けた活動実践を進めます。